



英國道路交通法〔二〕

增田甲子七

はしがり

茲に紹介せんとするは一九三〇年英國道路交通法 (Road Traffic Act, 1930) の全文である。本法は自動車に關する一般法であつて此の種法規としては世界最新のものゝ一に屬する。

本法の草案は、一九一九年に第一回の交通大臣サー、エリック・ゲッティスに依て設置された、車輛の課税及取締に關する省委員會の一九二二年三月十七日に發表せる車輛の取締に關する第二回報告書 (Second Report of the Departmental Committee on the Taxation and Regulation of Road Vehicles) 並に一九二二年に設置せられた公衆用自動車の免許並取締に關する省委員會の一九二五年五月二十八日附の報告書 (Report of the Departmental Committee on the Licensing and Regulation of Public Service Vehicles) を基礎として一九二五年に交通省に於て起草され、越えて一九二七年三月一日交通大臣カーネル、アシレーより廣く世に問はんが爲發表せられた。茲に於てか自動車業界、自動車所有者、は言ふに及ばず社會各方面から草案に對する批評や意見乃至希望等が續出し、全國警察部長會議に於ても亦遂條に亘り審議を行つて内務省を通じて其の意見を交通省に提出した。當局に於ては之等の意見希望等に基いて夫々草案に修正を施す處あつたが之に決定的影響を與へたのは、一九二八年八月四日を以て設置された王命交通委員の提出に係る一九二九年七月十九日附道路交通整理に關する第一回報告書 (First Report of the Royal Commission on Transport on the Control of Traffic on Roads) (註)

並同年十月十八日附公衆用自動車の免許及取締に關する第二回報告書 (Second Report of the Royal Commission on the Licensing and Regulation of Public Service Vehicles) 中に掲げられた勸告若は意見である。交通省では王命交通委員會の報告書を受するや直に草案に大修正を加へて道路交通法案を作成し、同年十一月二十八日之を議會上院に提案した。上下兩院に於ける審議中修正せらるゝこと貳千五百四十六ヶ所に及んだと云ふことであるが此の修正は餘り主要な點には觸れてゐない様である、斯くて議會を通過し一九三〇年即ち昨年八月一日裁可公布せらるゝに至つたのである。

自動車に關する一般法規として二十七年前に制定された一九〇三年の自動車法 (Motor Car Act, 1903) を有するに過ぎず公衆用自動車に關する法規として、一八〇〇年代の貸馬車乗合馬車に關する諸法規を有するに過ぎなかつた英國として、此の道路交通法の制定は眞に劃期的事業と謂ふべきであつて本法に依て全然廢止された法律は前述自動車法以下五、公衆用自動車に關する範圍に於て廢止された法律七、個々の條文を多少共廢止された法律は其の數二十に及んでゐる。

本法は一九二七年に發表された其の草案と比較して見ると法文三十數條を加へた外内容に於ても著しい變革を示してゐる。其の相違點中顯著なるものを擧ぐれば、自動車使用に基因して第三者の蒙るべき危険に對し強制保險制度を設けたこと (本法第二章) 地方公共團體の乗合自動車營業を營むことを許し且之を營む場合の證據規定を設けたこと (本法第五章) 草案別表第一號表の速度制限を乗用自動車と貨物自動車とに分つて規定し且之を緩和したこと、自動自轉車、重自動車、牽引自動車、輕機關車、重機關車等の運轉者最低年齢を高めたこと、全英國を十三の交通區域に分ち各區域に交通大臣の任命に係る交通委員三名を以て組織する交通委員會を設置し之を以て公衆用自動車の免許當局とし、其の數三百五十に上るべき州議會其他地方議會を以て免許當局とせる草案の規定を改めたこと、公共の安全の爲公衆用自動車貨物自動車等の運轉者の就勞時間を制限せること等であるが一方草案中に在つた車燈に關する規定は既に一九二七年道路運輸機關燈火法 (Road Transport Lighting Act, 1927) となつて分離獨立してゐる。

本法は細目の事項を交通大臣の定むべき規則に譲つた部分が尠くなく、昨年八月法發布以來本年に亘つて斯かる規則は着々制定公布されてゐて、中には罰則の全然無い道路使用者の道路使用に關する道則を定めた道路法典 (Highway Code) の如く注目すべき規定も相繼あるが、過渡的の暫定的規則も多く、且法の委任條項に基く規則の發布を見ないものもあつて、未だ之等委任命令たる規則は整備したと

は讀ひ得ないものゝ如くである。本法並諸規則の解説や、本法と従來の交通法規又は現存交通法規との關係の説明は之を他日に譲ることとし、茲には單に法律の全文を紹介し時々註を附するに止め、我現行交通法規に照し參考に資し得又は注意すべきものと認めらるゝ規定に就ては當該條文若は其の見出に圈點を附することとした。(六・一二・六)

註 王命交通委員會第一回報告書に就ては清水重夫氏著交通整理の原理第一編參照

目次

第一章 自動車ノ取締

自動車ノ分類

運轉者ノ免許

運轉並運轉ニ關聯スル犯罪ニ關スル規定

事故

雜規定

第二章 自動車使用ニ基ク第三者ノ危險ニ對スル規定

第三章 道路ニ關スル法律ノ改正

第四章 公衆用自動車ノ取締

公衆用自動車ノ分類

交通區域並交通委員

公衆用自動車ノ免許

路線營業ノ免許

運轉者及車掌ノ免許

免許ニ關スル一般的规定

運轉者、車掌、乗客

財務的規定

雜規定

第五章 地方公共團體ニ依ル公衆用自動車ノ運輸

第六章 通則

別表

第一章 自動車の取締

自動車の分類

第一條(本法第一章の適用せらるゝ自動車)

本法本章の規定は機械力に依りて運轉せらるゝ車輛にして道路に於て使用することを目的とし若は道路に於て使用するに適する車輛(本法に於ては之を自動車 Motor Vehicles と稱す)及自動車に依りて牽引せらるゝ車輛(本法に於ては之を被牽引車 Trailers と稱す)に之を適用すべし

a 特別の法律又は法律と同等の效力を有する命令に依

り其の使用に付權限を與へられ且取締を受くる軌道車には本法本章の規定は適用せらるゝことなし

b 特別の法律又は法律と同等の效力を有する命令に依り其の使用に付き權限を與へられ且取締を受くる無軌道車に就ては、本章第四條乃至第八條、第十一條、第十二條、第十五條、及第二十條を除くの外^aに同じ

以上何れの場合に於ても當該法律又は命令に於て本法本章の規定を適用すべき旨規定したる時は此の限にあらす

第二條(自動車の分類)

一 自動車は本法並之に基く規則の目的に従ひ左の種類に區分せらる

a 重機關車(Heavy Locomotive) 機械力に依り運轉せ

らるゝ車輛にして貨物（水、燃料、蓄電器其の他運轉に必要な装置、小工具、小設備を除く）の運搬に適する構造を有せず、自重十一噸を超ゆるものを謂ふ（註一）

b 輕機關車（Light locomotive）機械力に依り運轉せらるゝ車輛にして貨物（前記物件を除く）の運搬に適する構造を有せず、自重七噸四分の一を超へ且十一噸半以下のものを謂ふ（註二）

c 牽引自動車（Motor tractor）機械力に依り運轉せらるゝ車輛にして貨物（前記物件を除く）の運搬に適する構造を有せず、自重七噸四分の一以下のものを謂ふ

d 重自動車（Heavy Motor car）機械力に依り運轉せらるゝ車輛（本條に於て輕自動車として分類せらるゝものを除く）にして貨物並乘客を運搬するに適する構造を有し、自重二噸半を超ゆるものを謂ふ

e 輕自動車（Motor car）（註三）機械力に依りて運轉せらるゝ車輛（本條に於て自動自轉車及廢疾者用自動車として分類せるものを除く）にして貨物並乘客の運搬

に適する構造を有し、自重左の範圍を超へざるものを謂ふ

1 (イ)専ら乘客並其の手荷物運搬用として構造せられたるものにして (ロ)運轉手を除き乘客七人以下を運搬するに適するものにして (ハ)所定(註四)のタイヤを有するものなるときは、三噸以下

2 其の他の場合に在りては二噸半以下

f 自動自轉車（Motor cycle）機械力に依りて運轉せらるゝ車輛にして（本條に於て廢疾者用自動車として分類せるものを除く）車輪數三輪以下、自重八百封度を超へざるものを謂ふ

g 廢疾者用自動車（Invalid Carriage）機械力に依りて運轉せらるゝ車輛にして自重五百磅を超へず肉體的缺陷を有する者又は不具者の使用に供する爲特殊の設計並構造を有し（單に他の車輛を廢疾者用に改造したるものを含まず）且之等の者に依り専ら使用せらるゝものを謂ふ

二 左記事項は規則に依り之を定むることを得

1 重量、構造、タイヤの性質、用法、その他の標準に依り前記の分類を細分し、各の細目分類に付異りたる規定を設くること

2 各種類の自動車に付本條に定めたる重量の最大限度又は最小限度を變更すること

三 本法本章に於て自動車の或る種類を引用するときは、其の種類に屬する細目分類をも引用したるものとす

四 本法本章の目的の爲に

a 被牽引車の一部を自動車に重ねて附著するとき、其の重量の重要部分が右自動車に依りて支へらるゝが如き構造を有する自動車は、貨物を運搬する爲に構造せられたる一個の自動車と看做さる

b 自動車にして常備的若は概して常備的の据附物たる起重機、發電機、銲接器具其の他の裝置若は器具を備ふるときは、斯る裝置若は器具は貨物と認めらるゝことなく自動車の一部を構成するものと認めらるべし

c 自動自轉車に附屬せしめられたる側車にして、規定の條件に合致するときは、其の附屬する車輛の一部を構成するものと認めらるべく被牽引車と認めらるゝことなし

註一、註二 茲に重機關車及輕機關車とは東倫敦等に於てよく見受ける路面汽車の機關車の類であつて、普通の意味に於ける牽引自動車でない場合が多い。從來機關車は數個の機關車法に依て取締を受けてゐたが、本法は普通の自動車と併せ之等機關車を取締ることとしたのである。

註三 Motor car を自動車と譯さずして輕自動車と譯したのハ廣い意義を有する自動車 Motor Vehicle との紛はしきを避ける爲と重自動車 Heavy Motor car と對立せしめる爲である。

註四 所定 Prescribed とは「交通大臣の定むる規則に依り規定せられたる」と謂ふ意味であつて以下所定とある場合も亦同様である。本法第百十二條參照

第三條（構造其の他に關する規則に適合せざる自動車の禁止）

一 以下規定する處に従ひ、自動車若は被牽引車にして、

當該自動車の屬する種類に適用せらるゝ其の構造、重量、並裝置に關する規則に適合せざるときは、之を使用すべからず

但し

a 本法通過後制定せられたる規則にして或る種類の自動車の構造若は重量に關する要件を變更する規定を含むものなるときは、右規則制定後一年以内に一九二〇年道路法に基きて登録せられたる同一種類の自動車を、一定の期間（五ヶ年より短かからざること）右規定の適用より除外すべき旨規定することを要す

b 大臣（註）は其の命令に依り命令中に定めたる制限と條件に従ひて、特別の目的の爲又は試験若は實驗の爲構造せられたる特別自動車、特別被牽引車、若は特別の型式を有する自動車及被牽引車並車輛を有すると否とを問はず新奇若は改良せられたる型式の自動車及被牽引車の道路上に於ける使用を許可することを得

二 大臣は何時にても本條に基きて發したる命令を取消し

法 令

變更し若は修正することを得

三 若し本條に違反して道路に於て自動車又は被牽引車を使用したるときは、之を使用したる者又は右自動車若は被牽引車を使用せしめ若は其の使用せらるゝを許容せる者は處罰せらるべし

註一 茲に大臣とは交通大臣の謂である。以下之に同じ。本法第二百一十一條第一項參照

運轉者の免許

第四條（自動車運轉者の免許其の他）

一 免許を有する者に非ざれば道路に於て自動車を運轉すべからず。免許を有する者に非ざれば道路に於て自動車を運轉せしむる爲之を雇傭すべからず。本項に違反せる者は處罰せらるべし

二 免許申請者の身體上の適格に關する本法本章の規定に従ひ免許當局は、申請者が以下規定の如く資格を剝奪せられたる場合を除き、所定の方法に依り免許申請を爲し、本法本章の條項に基き年齢其の他の理由に依る資格無き

者に非ざる旨を所定の方式に依り宣言したる者にして、五志の手数料を納入したる者に對しては、其の何人たるを問はず之に免許を交付すべし。

三 免許證は所定の形式を有するを要し、申請者が本法本章の規定に基き其の運轉すべき自動車の種類に關し或る制限を受くるときは、當該制限の範圍は之を所定の方法に依り免許證に明記するを要す

四 假免許に關する本法の規定は別とし、免許は取消され若し假免許證の返納を命ぜられざる限其の交付の日より十二ヶ月間效力を有するものとす

五 道路に於て自動車を運轉する者は警察官の要求あるときは檢定の偽免許證を提示し、警察官の免許受有者の氏名住所、免許交付年月日免許を交付せる當局を確かむることを可能ならしむるを要す。若し之を怠れるときは五磅以下の罰金に處せらるべし。但し免許證の提示を要求せられたる日より五日以内に、免許受有者が右警察官の指定せる警察署に提示を要求せられたる時刻に自ら出頭

して、免許證を提示したるときは本項に依り處罰せらるゝことなし

六 左の場合に於ては免許を受くることを得ず

a 免許の停止中なると否とを問はず未だ效力を失はざる免許を有する者

b 本法本章の規定に依る裁判所の有罪判決又は命令に依り免許の所有並取得に關する資格を剝奪せられたる者

七 如何なる訴訟手續に於ても、或る者に免許の與へられたる事實は、其の者が免許を受くる目的を以て自己が免許の所有並取得に關する資格無き者に非ざることを宣言したることの證據たるべし

八 本法本章に於て免許(Licence)と稱するは、本法本章に基き與へられたる自動車運轉の免許を意味し、免許當局(Licensing authority)と稱するは免許申請者の住所を有する州(County)若しカウンティ、ボロー(County borough)の議會を指すものとす(註)

註 一八八八年地方制法(Local Government Act, 1888)に依り州と對立し之と略同等の自治權を與へられた人口五萬以上の都市をカウンティ、ボローと謂ふ。一九二六年地方制法の改正に依り將來カウンティ、ボローたるには人口七萬五千を要することゝなかつた。

第五條(免許申請者の身體上の適格に關する規定)

一 免許下附の申請に當り申請者は、所定の書式に依り當該書式に於て特定したる病氣若は身體的缺陷、又は其の運轉免許を受けむとする種類の自動車に運轉することに依り公衆に對する危害を惹起するが如き病氣若は身體的缺陷をするや否を宣言することを要す

二 申請者の宣言に依り前項の病氣若は身體的缺陷を有すること明白なるときは、免許當局は免許の下附を拒否すべし。但し

a 廢疾者用自動車のみを運轉免許は、免許當局に於て申請者が斯くの如き車輛を運轉するに適すと認むるときは當該申請者に之を交付することを得

b 申請者は所定の病氣並身體的缺陷を有する場合を除き、規定の料金を支拂ひて免許に依り運轉資格を得んとする種類の自動車を運轉する適格若は能力に關し試験を受けむことを要求することを得。而て若し申請者が所定の試験に合格し他に缺格事項なきときは、本條本項の規定のみを理由として免許を拒否すべからず、但し試験の結果申請者が特殊の構造若は設計の車輛のみを運轉する適格あること判明せるときは、免許は此の種車輛の運轉に限局するを要す(註一)

c 本法の施行に際し一九〇三年自動車法に基く運轉者免許を有する者にして、前記書式所定以外の病氣若は身體的缺陷を有する者が第一回の免許申請を爲すに當り、其の病氣若は身體的缺陷あるに拘らず申請前引續き六ヶ月間免許に依り運轉資格を得むとする種類の自動車を運轉し居れること、並其の病氣若は身體的缺陷は自動車の運轉に際し公共に對する危険の原因たらざりしことを宣言せるときは、本項の規定のみを理由と

して其の免許を拒否すべからず

d 免許下附の申請に當り申請者が、従前の申請に際し前記の試験に合格して免許を與へられたることを宣言せるとき若は前號規定の宣言を爲したるときは、申請者の身體的適格に關する宣言若は免許當局の接受せる情報に依り申請者の有する病氣若は身體的缺陷が其の後惡化せるか、又は申請者が前回の申請當時發見せられざりし病氣若は身體的缺陷を有するか、又は其の後病氣若は身體的缺陷を有するに至れりと認めらるゝ場合の外更に試験を要求すべからず

三 免許下附申請者に對し本條に基く試験に合格する目的を以て自動車之の運轉を練習することを得せしむる爲に、免許當局は申請者の要求あり且五志の手續料を支拂ひたるときは、之に三ヶ月間の效力を有する假免許を與ふることを得、該假免許は所定の様式を有し且所定の條件に従ひて下附せらるゝを要す(註二)

假免許を受けたる者免許の條件に違反したるときは處罰

せらるべし

四 若し免許當局が、免許を所有する者にして病氣若は身體的缺陷を有する爲其の運轉することを許可せられたる種類の自動車を運轉することが公衆に對する危害の原因たりと信すべき理由ありと認め、尙調査の結果免許所有者が右の病氣若は身體的缺陷を有することを認めたときは、當該免許所有者が従前本條所定の試験に合格せると否とに拘らず免許當局は免許所有者に免許を取消す意志を有する旨豫告したる後之を取消すことを得べく、免許所有者は斯る豫告を接受したるときは免許の抹消の爲免許證を免許當局に返納することを要す、但し免許所有者は所定の病氣若は身體的缺陷を有する場合を除き、其の自動車を運轉する適格若は能力に就き試験を要求することを得べく、若し所定の試験に合格したるときは免許は取消さるゝことなし

五 何人たるを問はず本條に基く免許下附の拒否若は免許の取消に依り利益を侵害せられたる者は、免許當局に報

告したる後其の住所地所轄の略式裁判所に訴ふことを得、裁判所は其の適當と認むる命令を發することを得べく右命令は免許當局を拘束するものとす

註一 免許當局は自動車運轉者免許申請者が第四條第二項の規定に適合してゐる限之に免許を與ふるを要し、後記する公衆用自動車の場合を除き自動車運轉者たらんとする者に對し一般に學術若は實地の試験を課することを得ない。茲に謂ふ試験は本文記載の如く極めて特殊な場合に行ふ試験である。

註二 註一に述ぶる如き特別な場合に行はるゝ試験に應ずる爲の練習用假免許であつて、一般に運轉者試験もなく一般の練習用假免許なるものも無く。

第六條(犯罪に因る資格の剝奪及有罪判決の裏書)

一 自動車の運轉に關する犯罪を犯したる者を處罰したる裁判所は(本法第四章に定むる犯罪を除く)

a 本法本章に於て明かに規定せる場合を除き、如何なる場合に於ても其の適當と認むる期間、免許を所有し若は取得する資格の剝奪を命ずることを得。本法本章に於て要求せる場合に於ては右資格を剝奪することを命

るを要す

b 有罪判決の結果免許を所有し若は取得する資格を剝奪せられたる場合、又は免許の所有者は取得の資格剝奪の命令ありたる場合、又は本法本章に於て右資格剝奪の命令を爲すべきことを要求せる場合に於ては、有罪判決並に處罰せられたる者の資格剝奪の内容を違反者の所有する免許證に裏書することを命ずるを要す

但し若し裁判所に於て適當と認むるときは、本章に基く資格剝奪を當該犯罪に關係を有する自動車と等しき種類の自動車の運轉に限定することを得

二 本法本章の規定に基き裁判所の命令に依り免許を所有し若は取得する資格を剝奪せられたる者は、有罪判決に對すると同様の方法に依り當該命令に對し控訴することを得べく、裁判所は其の適當と認むるときは控訴繫屬中右命令の執行を停止することを得(註)

註 即ち有罪判決に對すると同様に右資格剝奪命令に對し略式裁判所の上級裁判所たる四季裁判所 Quarter Session に控

訴し得るのである

第七條(資格剝奪及免許停止に關する規定)

一 本法本章の規定に基く有罪判決若は命令に依り資格を剝奪せられたる者が免許の所有者なるときは、當該免許は右資格剝奪の存續する限り停止せらるゝものとす

二 本法本章の規定に依り停止せられたる免許は、停止の期間中效力を有せざるものとす

三 本法本章の規定に基く有罪判決若は命令に依り免許の所有者は取得に關する資格を剝奪せられたる者は、有罪判決若は命令ありたる日より六ヶ月を經過せるときは何時にても又何回にても其の有罪判決若は命令を受けたる裁判所に對し右資格剝奪を解除せられむことを申請することを得、右申請ありたるときは裁判所は、資格を剝奪せられたる者の性格、有罪判決若は命令ありたる日以後に於ける本人の行狀當該犯行の性質並各場合の情況に鑑み適當と認むるときは、命令を以て右命令に特定したる日以後に於て資格剝奪を解除することを得べく若は當該

申請を拒否することを得べし

但し本項に基く申請が拒否せられたるときは其の拒否の日より三ヶ月の期間内に於て再び提出せられたる申請は受理せらるゝことなし

裁判所が資格剝奪の解除を命令せる場合に於て、申請者が従前より免許證を所有せるときは當該命令の内容を之に裏書せしむることを要す。裁判所は如何なる場合に於ても當該申請者に申請費用の全部若は一部の支拂を命ずることを得

四 何人たるを問はず本法本章の規定に依り免許を所有し若は取得する資格を剝奪せられたる者にして、其の資格剝奪期間中に於て免許の下附を申請し若は之を取得したるとき、又は資格剝奪の期間中に於て自動車を運轉したるとき、又は資格剝奪が特殊の種類(種類)の自動車の運轉に限局せられたる場合に於て右種類(種類)の自動車を運轉したるときは、略式裁判に依り六ヶ月以下の禁錮に處せらるべく、若し裁判所が各場合の特殊事情に鑑み罰金を以て當

該犯罪に對する適當なる處罰と思料するときは五十磅以下
の罰金に處せらるべく、若は右兩者を併科せらるべし。
資格を剝奪せられたる者の取得したる免許は之を無効
とす

五 略式裁判所に訴訟を提起すべき時期に關する規定の如
何に拘らず本條第四項に規定する犯罪に對する訴訟は

a 犯罪を犯せる日より六ヶ月以内の期間若は

b 訴追者が犯罪ありたることを知りたる日より三ヶ月
以内にして且犯罪を犯せる日より一年以内の期間の兩
者中長期の期間内に之を提起することを得

六 本條の目的の爲に本法本章に基く命令並有罪判決と稱
するときは、本法に依り廢止せられたる法令中の本法本
章該當條文に基く命令並有罪判決を含むものとす

第八條(裏書に關する規定)

一 有罪判決並資格剝奪の内容を違反者の所有する免許證
に裏書すべきことの命令は、當該違反者が現に免許證の
所有者たる否とに拘らず本條の規定に基き裏書を免除

せられたる免許證の交付を受くべき資格を與へらるゝま
で、其の現に所有し若は後日に至り取得することあるべ
き免許證に有罪判決若は資格剝奪の内容を裏書すべき命
令たるものとす

二 違反者の所有する免許證に裏書すべき旨命令ありたる
場合には

a 違反者が現に免許證の所有者なるときは裁判所の要
求あるときは、裏書の爲に五日以内に若は裁判所の決
定するより長期の期間内に其の免許證を提出すること
を要し

違反者が現に免許證の所有者には非ざるも後日免許證
を取得したるときは其の取得後五日以内に裏書の爲に
免許證を裁判所に提出することを要し

若し之を怠りたるときは處罰せらるべし。前記の期間内
に裏書の爲免許證を提出せざりしときは其の期間の経過
したるときより裏書の爲免許證を提出するに至る迄免許
は停止せらるゝものとす

三 何人たるを問はず之に新なる免許證を交付するに當りては本條の規定に依り豫め裏書を免除せられたる免許證の交付を受くべき資格を與へられたる場合を除くの外、其の所有する従前の免許證に裏書せられたる事項を新免許證に謄寫することを要す

四 何人たるを問はず其の免許證に裏書すべきことを命令せられ而も本條の規定に依り豫め裏書を免除せられたる免許證の交付を受くべき資格を與へられたるに非ざる者にして、當該命令の内容を申告することなくして免許を申請し若は取得したるときは略式裁判に依り三ヶ月以下の禁錮若は五十磅以下の罰金又は起訴に基く裁判に依り六ヶ月以下の禁錮若は罰金に處せらるべく其の取得したる免許は效力を有せざるものとす

五 本法本章若は本法に依り廢止せられたる法律の本法本章當條文に基き免許證に裏書すべきことを命令せられたる者にして、右命令ありたる後引續き三年以上の期間斯る命令を受けざりしときは、本法本章に基き免許の下

附を申請するか或は五志の料金を支拂ひ且其の現に有する免許證を返納することに依り、裏書無き新免許證の交付を受くべき資格を與へらるゝものとす。但し前記三年の期間を計算するに當りては、命令に依り免許を所有し若は取得すべき資格を剝奪せられたる期間は之を算入せざるものとす

六 裁判所が何人たるを問はず其の所有する免許證に裏書すべきことを命令したる場合又は有罪判決若は命令に依り免許證を所有し若は取得する資格を剝奪する場合には、裁判所は免許を與へたる免許當局並本人の住所を管轄する免許當局に對し右有罪判決若は命令を報告するを要す。免許の所有若は取得の資格を剝奪せられたる場合に於て裏書の爲免許證の提出せられたるときは之を領置し且免許交付當局に送致するを要し、

右、免許、當局は、資格、剝奪、期間、の、經過、し、若、は、資格、剝奪、の、免除、せ、ら、れ、且、當、該、免、許、資、格、者、の、書、面、に、依、る、之、が、還、付、の、請、求、あ、る、ま、で、右、免、許、證、を、保、管、す、る、こ、と、を、要、す

資格剝奪が特殊の種類の自動車の運轉に限局せられたるときは本項の規定に基き免許證の送致を受けたる免許當局は、遲滯なく免許所有者の運轉することを許されざる自動車の種類を所定の方式に依り表示したる新免許證を之に交付することを要し、右免許證は原免許證の有効期間若は資格剝奪期間の兩者中短期の期間内效力を有するものとす

七 命令に對する控訴が承認せられ若は有罪判決が取消されたる場合に於ては右控訴を承認し若は有罪判決を取消したる裁判所は、當該命令若は有罪判決を受けたる者の住所を管轄する免許當局並免許を交付せる免許當局に其の旨通知するを要す

運轉並運轉に關聯する犯罪に關する規定

第九條(年少者の運轉に對する制限)

一 十六歳未滿の者は道路に於て自動車を運轉すべからず但し本法施行後第一回の免許申請を爲すに當り一九三〇年一月一日より遡り六ヶ月間引續き自動車を運轉し居れ

ることを免許當局に承認せしめたる者は此の限にあらず
二 十七歳未滿の者は道路に於て自動自轉車若は廢疾者用自動車の外自動車を運轉すべからず

三 二十一歳未滿の者は道路に於て重機關車、輕機關車、牽引自動車、重自動車を運轉すべからず、但し本法施行後第一回の免許申請を爲すに當り一九三〇年一月一日より遡り六ヶ月間引續き右種類の自動車を運轉し居れることを免許當局に承認せしめたる者は此の限にあらず

但し農耕用牽引車は農場内に於て耕作の爲運轉せらるる場合には、之を本項に所謂道路に於て運轉せらるるものと看做すことなし

四 何人と雖本條に違反して自動車を運轉し若は運轉せしめ若は運轉することを許容したる者は處罰せらるるべし

五 本條に依り年齢の理由に基き自動車若は或種類の自動車を運轉することを禁止せられたる者は本法本章の目的の爲に、之を本法本章の規定に依り免許を所有し若は取得する資格を剝奪せられたる者と看做す、但し本條に依

り運轉することを禁止せられざる自動車に就ては此の限にあらす

註 即ち自動車を運轉し得る最低年齢と其の運轉し得る自動車の種類は左の如くである。

自動自轉車並癡疾者用自動車 十六歳以上

輕自動車 十七歳以上

重機關車、輕機關車、牽引自動車、重自動車 二十一歳以上

舊法に依れば自動車十七歳以上自動自轉車十四歳以上であり草案は自動自轉車に就き之を十五歳に高め自動車を其の儘としたが、本法は王命交通委員會の意見を容れて高速度を以て走り得る自動自轉車に年少者の乗用を許すは危険なりとして更に其の制限を一年高め十六歳とすると共に、重機關車、輕機關車、牽引自動車、重自動車の運轉最低年齢に就ては十七歳を以て不充分なりとし之を二十一歳に引き上げたのである。尙後に記す如く公衆用自動車運轉手は二十一歳以上たる事を要する(第七十七條第二項参照)

第十條(速度)

一 何人たるを問はず本法別表第一號表(註)に於て各種類の自動車に就き最高速度として規定せられたる速度を超

へて道路に於て右種類に屬する自動車を運轉することは違法にして、本條に違反したる者は處罰せらるべし

二 本條違反の廉に因り一回若は二回の處罰を受けたりとするも、以て當該違反者は免許の所有若は保持に關する資格を剝奪せらるゝことなし

三 道路に於て當該種類の自動車に就き許容せられたる最高速度を超へて自動車を運轉せる廉に因り本條に基き訴追せられたる者は、唯一人の證人の證言即ち、當該證人の見る處に依れば被訴追者は斯くくの高速度を以て自動車に運轉し居れりとの趣旨の證言のみを以てしては處罰せらるゝことなし

四 大臣は規則を以て、當該規則に於て特定せる條件に従ひて本法別表第一號表の規定を變更することを得、但し

a 第一號表に於て速度制限の定め無き自動車に就いては之が速度制限を設くべからず

b 本項に基く規則は議會の兩院の決議に依り承認せらるゝに非ざれば且右承認を受くる迄は、效力を生ずる

ことなし

五 道路に於て自動車を運轉せしむる爲に雇入れたる者若
は自動車の運轉に當り自己の命令下に在る者を幫助教唆
勸告若は要請して本法に規定する犯罪を犯さしめたる廉
に因り一八四八年略式裁判法第五條に依り訴追せられた
る者は、主犯者と同様に處罰せらるゝ代りに第一回の處
罰に當りては五十磅以下の罰金第二回以上の處罰に當り
ては百磅以下の罰金若は三ヶ月以下の禁錮に處せられ若
は右罰金と禁錮を併科せらるべし。而て若し犯人が本條
違反を使喚せる廉に因り略式手續に依り訴追せられたる
場合には一九二五年刑法第二十四條。の規定に拘らず本
條に規定する犯罪を犯さむことを要請したるものとして
之と同様に處罰せらるべし

六 道路に於て自動車を運轉せしむる爲他人を雇入れたる
者が、或る特定時間内に旅程又は旅程の一階梯若は一部
分を終了する爲據るべき時間表を發行し又は指示を與へ
たる場合に於て、本條の規定を蹂躪するに非ざれば特定

時間内に當該旅程又は旅程の一階梯若は一部分を完了す
ること困難なる事情に在るときは、斯る時間表を發行せ
ること若は指示を與へたることは、雇傭者に於て被傭者
をして本條違反を犯さしむる様要請し若は使喚したる一
應の證據として提出するを得るものとす

註 別表第一號表は便宜上之を左に掲ぐるごとし

別表 第一號表(註一)

車輛の種類

一 乗用自動車(毎時最高速度)

専ら旅客並其の手荷物運搬を目的として構造せられたる
ものを謂ふ

1 總ての車輪に空氣入輪帶エアを有し被牽引車を牽引せざ

る場合

a 運轉者を除き七人以下を運搬するに適するものに
して重自動車又は廢疾者用自動車に非ざるもの

(無制限)

b 重自動車、若は運轉者を除き八人以上を運搬する

に、適する様造られたもの(二十哩)

2 其の場合。廢疾者用自動車を含む(二十哩)

二 貨物自動車

總ゆる種類の貨物若は荷物の運搬用車として構造せられ若は改造せられたる車輛を謂ふ

1 被牽引車を牽引せざる場合

a 輕自動車にして車輪の全部が空氣入タイヤなるもの並に

b 専ら馬及其の附添人運搬用車として構造せられ若は改造せられ而も専ら右目的の爲使用せらるゝ重自動車にして全車輪に空氣入タイヤを有するもの

(二十哩)

c (i) 輕自動車にして其の全車輪が空氣入タイヤに非

ずして柔軟若は弾力性タイヤなるとき並に

(ii) 重自動車にして全車輪に空氣入タイヤを有すると

き(二十哩)

d 重自動車にして其の全車輪が空氣入タイヤに非ず

して柔軟若は弾力性タイヤなるとき(十六哩)

2 被牽引車を牽引する場合

a 牽引車(註二)及牽引車の車輪の全部が空氣入タイヤなるとき、若は被牽引車が其の重量の重要部分を牽引車に依りて支へらるゝが如く牽引車に其の一部分を重ねて附著し、牽引車並被牽引車の全車輪が柔軟若は弾力性タイヤなるとき(十六哩)

b 牽引車及被牽引車の全車輪に空氣入タイヤを有せずして柔軟若は弾力性タイヤを有するとき(八哩)

c 其の場合(五哩)

三 機關車及自動車牽引車

1 重機關車

a 市、町、村落内(三哩)

b 其の場合(五哩)

2 輕機關車

a 被牽引車を牽引せざるか若は二個以上の被牽引車を牽引せざる場合に於て機關車並被牽引車の全車輪

輪に柔軟性若は弾力性タイヤを有するとき(八哩)

b 其の場合(五哩)

3 自動牽引車

a 被牽引車を牽引せず且其の全車輪が柔軟性若は弾力性タイヤを有するとき(十六哩)

b 被牽引車を牽引する場合に於て牽引車並被牽引車の全車輪が柔軟若は弾力性タイヤを有するとき

(八哩)

c 其の場合(五哩)

註一 従來の最高速度制限貳拾哩なるに比し定員七人以下の乗用自動車、自動自轉車の速度制限を撤廢し且其の他の自動車に就ても一般に速度制限を著しく寛大にした點、乗用自動車と貨物自動車とを分て各其の速度制限を規定した點、定員の多寡、被牽引車の有無、タイヤの性質等に依り細自分類をして夫々之が速度を定めた點、交通大臣が其の規則に依り本表を變更し得る點等は注意を要する。

註二 茲に謂ふ牽引車 Drawing Vehicle は牽引自動車 Motor tractor ではなく。即ち直接貨物の運搬を爲すことなく専ら、

被牽引車の牽引のみを目的とする牽引自動車(本法第二條参照)とは異り、貨物自動車たる Goods Vehicle たる重自動車若は輕自動車(本法第二條参照)であつて而も被牽引車と牽引する自動車を指したものである。

